資料３

「とくしま目安箱　優秀提言」表彰に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、知事が行う「とくしま目安箱　優秀提言」表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　この表彰は、「とくしま目安箱」に投稿された意見・提言（以下「提言等」という。）のうち、県政の推進に役立つ優れた提言等を表彰し、広く紹介することにより、県民の県政への関心を高めるとともに、多くの建設的な提言等を募り、県政の発展を図ることを目的とする。

（表彰）
第３条　表彰は、毎年度１回、表彰状を授与して行う。
２　表彰の種類は、「最優秀提言」（１件）及び「優秀提言」（１件以上）とする。

（表彰の対象）
第４条　表彰の対象は、表彰を行う年度の前年度７月１日から当該年度６月末までに「とくしま目安箱」に投稿された提言等とする。ただし、投稿者が匿名又は投稿者の連絡先が不明である場合及び投稿者が提言等の表彰を希望していない場合は対象外とする。

（審査）
第５条　「最優秀提言」及び「優秀提言」は、県政運営評価戦略会議において審査し、選考の上、知事が決定するものとする。

（選考の基準）
第６条　選考に当たっては、以下の項目について審査するものとする。なお、（３）の実現可能性については、担当部局の意見を参考にするものとする。
（１）有効性　　県政の推進に資するものであること
（２）必要性　　社会的なニーズがあること
（３）実現可能性　実現可能性が高いこと

（その他）
第７条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、平成２５年７月１６日から施行する。